

医療保険による訪問看護（令和4年4月1日～）

（基本療養費＋管理療養費＋加算） × 負担割合となります。

訪問看護基本療養費		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護基本療養費（Ⅰ）（同一建物居住者以外、1日につき）						
保健師、助産師、看護師による場合	週3日まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円	
	週4日目以降	6,550円	660円	1,310円	1,970円	
准看護師による場合	週3日まで	5,050円	510円	1,010円	1,520円	
	週4日目以降	6,050円	610円	1,210円	1,820円	
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア、または人工肛門ケア、人口膀胱ケアにかかる専門の研修を受けた看護師による場合		12,850円 （月1回）	1,290円	2,570円	3,860円	
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合		5,550円	560円	1,110円	1,670円	
訪問看護基本療養費（Ⅱ）（同一建物居住者、1日につき）						
保健師、助産師、看護師による場合	同一日に2人訪問した場合	週3日まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円
		週4日目以降	6,550円	660円	1,310円	1,970円
	同一日に3人以上訪問した場合	週3日まで	2,780円	280円	560円	830円
		週4日目以降	3,280円	330円	660円	980円
准看護師による場合	同一日に2人訪問した場合	週3日まで	5,050円	510円	1,010円	1,520円
		週4日目以降	6,050円	610円	1,210円	1,820円
	同一日に3人以上訪問した場合	週3日まで	2,530円	250円	510円	760円
		週4日目以降	3,030円	300円	610円	910円
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア、または人工肛門ケア、人口膀胱ケアにかかる専門の研修を受けた看護師による場合		12,850円 （月1回）	1,290円	2,570円	3,860円	
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合	同一日に2人	5,550円	560円	1,110円	1,670円	
	同一日に3人以上	2,780円	280円	560円	830円	
訪問看護基本療養費Ⅲ						
入院患者が退院後の在宅療養に備えて一時的に外泊した際に訪問看護を行った場合に算定する。		8,500円	850円	1,700円	2,550円	

訪問看護管理療養費	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
月の初日	7,440円	740円	1,490円	2,230円
2日目以降	3,000円	300円	600円	900円

各種加算		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担	
難病等複数回訪問加算 （末期のがん等の方や人工肛門・留置カテーテル等を使用している場合、状態が急激に悪化した場合等で週4日以上訪問が可能な方のみ）	1日に2回の場合	同一建物内1～2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日に3回以上の場合	同一建物内1～2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		同一建物内3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
長時間訪問看護加算 （人工肛門・留置カテーテル等を使用している場合や、状態が急激に悪化した場合で、訪問時間が90分を超える場合）		5,200円	520円	1,040円	1,560円	
複数名訪問看護加算 （末期のがん等の方や人工肛門	看護師の場合	同一建物内1～2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円

門・留置カテーテル等を使用している方、利用者の身体的理由などで2名以上で看護を行った場合)	准看護師の場合	同一建物内1~2人	3,800円	380円	760円	1,140円
		同一建物内3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
	その他職員の場合(1日に1回の場合)	同一建物内1~2人	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物内3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	その他職員の場合(1日に2回の場合)	同一建物内1~2人	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		同一建物内3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
その他職員の場合(1日に3回以上の場合)	同一建物内1~2人	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
	同一建物内3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円	
特別管理加算(重症度等の高いもの) (特別な管理を必要とする利用者に対し利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制)			5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算 (特別な管理を必要とする利用者に対し利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制)			2,500円	250円	500円	750円
訪問看護ターミナルケア療養費1 (在宅で利用者が亡くなった日、及び亡くなる前14日以内に2回(退院日訪問含む)以上ターミナルケアを行った場合)			25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
24時間対応加算 (利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制)			6,400円	640円	1,280円	1,920円
緊急訪問看護加算(1日につき1回限り) (利用者やその家族の緊急の求めに対して、計画外の訪問看護を行った場合)			2,650円	270円	540円	810円
在宅患者連携指導加算 (看護師等が月2回以上医療関係職種間で情報共有をし、指導を行った場合)			3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (急変等時、看護師等が医師、ケアマネ等とカンファレンスを実施し共同で指導を行った場合)			2,000円	200円	400円	600円
退院時共同指導加算 (入院中に主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、文書により提供した場合 退院後の初回訪問看護の際に1回(特別な管理を要する者である場合2回)に限り算定する)			8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算 (利用者が「厚生労働大臣が定める状態等」に該当する場合に算定)			2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算			6,000円	600円	1,200円	1,800円
専門管理加算 (別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合)			2,500円	250円	500円	750円
訪問看護情報提供療養費1 (市町村等に対して、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合 「厚生労働大臣が定める疾病等」に該当、「厚生労働大臣が定める状態等」に該当、精神障害を有する利用者またはその家族など、18歳未満の利用者)			1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費2 (保健所等・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・義務教育校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・専修学校へ通園又は通学する利用者について、当該学校等からの求めに応じて、必要な情報を提供した場合 18歳未満の超・準超重症児、18歳未満で「厚生労働大臣が定める疾病等」			1,500円	150円	300円	450円

に該当、18歳未満で「厚生労働大臣が定める状態等」に該当)				
訪問看護情報提供療養費3 (市町村等に対して、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合 医療機関、介護老人保健施設、介護医療院に入院・入所する利用者)	1,500円	150円	300円	450円
夜間・早朝訪問看護加算 (夜間18時～22時、早朝6時～8時に訪問看護を行った場合)	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算 (22時～6時に訪問看護を行った場合)	4,200円	420円	840円	1,260円
乳幼児加算 (6歳未満の乳幼児に訪問看護を行った場合)	1,500円	150円	300円	450円
看護・介護職員連携強化加算 (たんの吸引の必要なお利用者に対して、看護職員がたんの吸引等の業務について医師の指示のもとに計画書を作成し、訪問介護事業所の訪問介護員等に、たんの吸引等の業務や緊急時の対応について助言した上で、ご利用者の居宅等において、業務の実施が確認できた場合)	2,500円	250円	500円	750円